

○福岡県警察指掌紋取扱規程（概要）

（平成12年福岡県警察本部訓令第7号）

この訓令は、指掌紋取扱規則（平成9年国家公安員会規則第13号）及び指掌紋取扱細則（平成9年警察庁訓令第11号）に定めるもののほか、指掌紋の取扱いに関し、必要な事項を定めるものである。

主な内容として、

- 指掌紋記録等の業務体制と保管管理
- 現場指掌紋の採取、送付
- 現場指掌紋の受理、対照
- 指掌紋照会、通知
- 簿冊等関係書類の作成、保管

などの項目からなっている。